

3 答申第 7 号
令和 3 年 5 月 1 9 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 吉 岡 マ サ ヨ

答 申 書

令和 3 年 3 月 2 6 日付け 2 障福第 5 8 5 5 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

障害者福祉課が保有する障害者支援施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所者に関する情報、長寿支援課が保有する養護老人ホームへの入所者に関する情報、介護保険課が保有する特別養護老人ホーム、特定施設及び介護保険施設への入所者に関する情報、並びにこども子育てサポートセンターが保有する妊産婦に関する情報を保健所健康推進課が目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 号）並びに目的外利用に係る本人通知の省略の適否（同条第 4 項）について

【健康福祉部障害者福祉課】

【健康福祉部長寿支援課】

【健康福祉部介護保険課】

【子ども未来部子ども子育てサポートセンター】

2 審議会の意見

障害者福祉課が保有する障害者支援施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所者に関する情報、長寿支援課が保有する養護老人ホームへの入所者に関する情報、介護保険課が保有する特別養護老人ホーム、特定施設及び介護保険施設への入所者に関する情報、並びにこども子育てサポートセンターが保有する妊産婦に関する情報を保健所健康推進課が目的外利用すること及び当該目的外利用に係る本人通知を省略することについては、公益上の必要性がある。

3 承認日

令和 3 年 4 月 2 6 日